

川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱

7 川 こ 保 1 第 2 8 3 号

令和7年6月12日付市長決裁

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業の円滑な実施を図るため、川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年川崎市条例第41号。以下「認可基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、法及び認可基準条例で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

（1）企業主導型保育事業所

子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第1条に定める施設

（2）障害児

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第5項に規定する1級又は2級の障害等級に該当するこども及び1級から6級までの等級の身体障害者手帳若しくはA1からB2までの区分の療育手帳の交付を受けているこども

（3）要支援家庭のこども

関係機関が連携して支援を行う必要があると市が認めた家庭のこども

第2章 乳児等通園支援事業

（事業の目的）

第3条 この事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

（事業の実施主体）

第4条 この事業の主体は、市及び市が適切に事業を実施することができると認めた者（以下「実施事業者」という。）とし、本市における実施については、別に定める。

（事業内容）

第5条 事業内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）事業実施場所

法第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く、以下同じ。）を行う事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業を行う事業所、企業主導型保育事業所及び認可外保育施設のほか、市が適切に事業を実施できると認めた場所とする。

（2）対象となるこども

本市の区域内に住所を有する0歳6か月から満3歳未満のこども（利用日時点を基準とする。）で次のいずれにも該当しない者

ア 保育所、認定こども園及び企業主導型保育事業所に入所しているもの

イ 家庭的保育事業等による保育を受けているもの

(3) 実施日・実施時間

ア 事業の実施日及び実施時間は、需要や受入体制を鑑み、市と事前協議の上、実施事業者が適切に事業を実施できる日時とする。

イ 実施事業者は本事業を利用することが可能である日時について、当該事業を利用しようとする保護者に公開しなければならない。

(4) こどもの受入れ等

ア 実施事業者は、定期的な利用方式（以下「定期利用」という。）若しくは定期的でない柔軟な利用方式（以下「柔軟利用」という。）又は定期利用と柔軟利用の組合せによりこどもを受け入れ、一人当たり月10時間の利用を限度とし、時間単位でこどもを受け入れる。

イ 初めて利用する事業所では、初回利用の前に、保護者と事前の面談を行い、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握する。

ウ 慣れるまで時間のかかるこどもに対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意する。

エ 実施事業者は、集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録する。

オ 実施事業者は、対象となるこどもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

カ 実施事業者は、利用中に配慮が必要であると確認した家庭について、市に報告するとともに、市と協力し、関係機関との連携に努める。

(5) 実施方式

ア 一般型 認可基準条例第21条第2項に定める一般型乳児等通園支援事業であり、定員を別に設け在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う方式

イ 余裕活用型 認可基準条例第21条第3項に定める余裕活用型乳児等通園支援事業であり、同項に規定された施設又は事業に係る利用児童数が利用定員の総数に満たない場合において、定員の枠を活用して受入れを行う方式

（設備の基準及び職員の配置等）

第6条 実施事業者は、一般型乳児等通園支援事業を行うものにあつては、認可基準条例第22条から第25条までの規定を、余裕活用型乳児等通園支援事業を行うものにあつては、認可基準条例第26条及び第27条の規定を遵守しなければならない。

（障害児を受け入れる場合の体制）

第7条 障害児を受け入れる場合においては、当該障害児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこととする。

（研修の受講等）

第8条 実施事業者は、市の実施する研修について、事業にあたる職員のみならず、役員や本部職員等、広く研修を受講できるよう努めることとする。

第3章 事業実施までの流れ

(事業の事前協議等)

第9条 本事業を実施しようとする者は、川崎市乳児等通園支援事業申込書（第1号様式）により市長に事前協議の上、法第34条の15第2項の規定に基づく乳児等通園支援事業の認可申請をするものとする。

2 前項に規定する認可申請に必要な書類等については、別に定める。

(実施事業者の決定)

第10条 市長は、前条に基づく事業の事前協議及び認可申請があったときは、認可基準条例及びこの要綱等に基づき審査をし、実施の可否を決定する。

第4章 補助金

(補助の対象及び補助金額)

第11条 補助の対象及び金額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助の対象者は、第10条の規定に基づき審査を受け、実施決定された実施事業者とする。
- (2) 補助の対象経費は、別表第1に定める事業の実施に必要な経費とし、人件費のほか、事務費（通信運搬費、印刷製本費、旅費、会議費、消耗品費、手数料等）、事業費（給食費、保育材料費、光熱水費、委託料、備品購入費、保険料等）及び賃借料とする。
- (3) この事業の補助金額は、別表第1に定める額の範囲内とし、補助の対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(補助金の交付申請)

第12条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする者は、申請を行う年度における四半期ごとに、川崎市乳児等通園支援事業補助金交付申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 本事業に係る補助金の積算表
- (2) 川崎市乳児等通園支援事業利用状況報告書（第3号様式）（以下「利用状況報告書」という。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第13条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、補助金の交付の決定を行い、速やかにその決定の内容及び次条に定める条件を付したときにはその条件を、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第14条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 事業を廃止し、又は休止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、

速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。

(4) その他市長が必要と認める条件

(補助金の申請の取下げ)

第15条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第16条 この補助金の交付を受けた者は、交付申請書を提出した日の属する年度内に、川崎市乳児等通園支援事業補助金実績報告書(第4号様式)を、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 前条による補助金の交付の決定の取消しがあったときは、市長は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第19条 この補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から、5年間保管しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 この補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書(乳児等通園支援事業補助金)(第5号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合は、この補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

第5章 事業実施における手続き

(利用登録)

第21条 本事業を利用しようとする保護者は、利用しようとするこども毎に利用登録申請書(第6号様式)に必要な事項を記載し、実施事業者に登録申請をする。

2 実施事業者は、新たな利用登録があった場合は、登録日が属する月の翌月までに市長に登録者の情報を報告するものとする。

(利用申請)

第22条 本事業を利用しようとする保護者は、実施事業者へ利用申請を行うものとする。

2 実施事業者は、利用申請があった場合には、利用可能枠の範囲において当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに必要な情報を市長に報告し、市長は、正当な理由か否かについて、実施事業者及び利用者の状況を総合的に判断して行うものとする。

(利用決定)

第23条 利用申請を受けた実施事業者は、前条の規定に基づき、利用の決定を行い、保護者に通知するものとする。

(利用登録の取消し)

第24条 実施事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第21条の登録を取消することができる。

- (1) 転居等により利用登録している実施事業者に継続して預けることができなくなったとき。
- (2) 第5条第2号の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により利用したとき。
- (4) やむを得ない理由により当該こどもの保育を継続することが困難であると市長が認めるとき。

(健康状態の確認等)

第25条 実施事業者は、利用登録時にこどもの健康状態を保護者から十分聴取する等、利用するこどもの処遇に支障がないよう留意するものとする。

(保護者の費用負担)

第26条 保護者は、事業者の定める1時間までの利用料金(300円程度)に加えて、飲食物費等の実費相当額を負担するものとする。ただし、利用料金については、保護者が別表第2に定める対象者区分に該当するものについては、本事業に係る利用者負担額を同表の対象者区分に対応する減免額のとおり減免する。

2 前項に規定する保護者が負担する金額については、実施事業者に保護者が直接支払うものとする。

3 第5条第1項第4号アにおいて定められているこども一人当たりの月当たりの上限時間を超えたとき、実施事業者は、第1項の事業者の定める1時間までの利用料金に、別表第1に定める単価の金額を加えた額を1時間までの超過利用料金として保護者から徴することができることとする。なお、上限時間を超えた利用については、補助の対象として扱わない。

(その他の留意事項)

第27条 実施事業者は、事業を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項につき留意するものとする。

- (1) 認可基準条例第8条に定める安全計画の策定等を適切に行うこと。
- (2) 本事業の実施中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（令和7年3月21日こ成安第44号・6教参学第51号通知）」に従い、速やかに報告すること。
- (3) 本事業の実施中に指導・監督上の不注意等によって生じた事故により利用者の身体・生命を害し、又は財物を破損した場合に法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害等について、必要な保険については適切に加入すること。
- (4) 事前に利用申請があった利用日時において、対象となるこどもの通園が確認できない場合は、電話等により保護者に連絡をとり、利用の有無等を確認する。特に、要支援家庭等のこどもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- (5) 要支援家庭等のこどもの不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- (6) 給食等の提供については、実施事業者の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応等、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等に準じて適切な実施に留意すること。
- (7) キャンセルに伴う利用料等の取扱いについては、別表第3に定めるとおりとする。また、キャンセル日が当日以降の場合は、別表第1に定める単価に係る補助金の対象とし、実施事業者は、原則として利用者から利用料を徴収することとする。なお、実施事業者は、これらの取扱い等の内容について、利用登録の際に、利用者に適切に説明すること。
- (8) 事業の実施に際して得られた個人情報については関係法令等に基づき、適正に管理し、他に漏らさないこと。事業終了後も同様とする。
- (9) 市の本事業に係る指導監督員は、実施事業者の施設を巡回し、適正な事業実施に係る助言等を行い、実施事業者は当該助言等に適切に対応する。
- (10) 実施事業者は、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行い、適宜市に情報提供すること。また、市からの要請があれば、事業検証のための会議等に参加しなければならない。
- (11) 実施事業者は、本事業に係る支払い等の根拠資料を事業実施後5年間保存すること。

(補則)

第28条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月12日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(川崎市こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱の廃止)
- 2 川崎市こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱（5川こ保1第1710号）は、廃止する。

別表第 1（第 11 条、第 26 条、第 27 条関係）

補助項目		補助要件	補助基準額
単価		第 5 条第 2 号に定めるこどもを受け入れた場合	0 歳児 一人 1 時間につき 1, 3 0 0 円 1 歳児 一人 1 時間につき 1, 1 0 0 円 2 歳児 一人 1 時間につき 9 0 0 円
加算	障害児受入分	第 2 条第 1 号に定める障害児を受け入れた場合に加算するもの	こども一人 1 時間につき 4 0 0 円
	要支援家庭のこども受入分	第 2 条第 2 号に定める要支援家庭のこどもを受け入れた場合に加算するもの	こども一人 1 時間につき 4 0 0 円
利用料減免分		第 27 条第 1 項に定める利用者負担を減免した場合	こども一人 1 時間につき 別表第 2 に定める額
賃借料補助		民家・アパート等を活用して、令和 7 年 4 月以降に新たに実施した又は実施する場合に必要な賃借料 (開所前月分の賃借料及び礼金を含む。)	1 施設 年額 3, 0 6 6, 0 0 0 円

※ 歳児は年度当初の年齢による。

※ 1 時間以上の利用については、30 分単位で実施することも可能とし、この場合、単価、加算及び利用料減免分の補助項目の補助基準額について、30 分に係る部分の金額については、1 時間の単価に $1/2$ を乗じて算出する。

※ 加算については複数の加算に該当する場合は、いずれか一つのみ適用する。

※ 賃借料補助については、既存施設の一部を共用して事業を実施する場合は、賃借料補助の対象外とする。ただし、当該部分を切り離して、共用せずに乳児等通園支援事業を行う事業所を開所する場合は賃借料補助の対象とする。

※ 賃借料補助については、事業実施月数（1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。）が 12 月に満たない場合には、年額 3, 0 6 6, 0 0 0 円に「事業実施月数 ÷ 12」を乗じた額（1 円未満切り捨て）を上限とし補助を行う。

別表第 2（第 26 条関係）

対象者区分	減免額
本事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者	こども 1 人 1 時間につき 3 0 0 円
保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村税を課されていない者	こども 1 人 1 時間につき 2 4 0 円
保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の	こども 1 人 1 時間につき 2 1 0 円

額を合算した額が7万7,101円未満である場合	
要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がそのこども及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合	こども1人1時間につき 150円

※ 1時間以上の利用については、30分単位で実施することも可能とし、この場合、30分に係る部分の減免額については、1時間の単価に1／2を乗じて算出する。

別表第3（第27条関係）

	キャンセル日が 前日以前の場合	キャンセル日が当日以降の場合 (無断キャンセルを含む)
利用料の有無	発生しない	予約時間に係る全額が発生
利用時間の増減	増減なし	予約時間分を減算

※ キャンセル日とは、利用者がキャンセルの意思を利用施設に通知し、当該利用施設が通知の受領の意思を表示した日のことをいい、その日をもって利用申請及び利用決定が取消しされたものとする。

※ 利用者のキャンセルの理由は問わないこととするが、実施事業者に起因する理由によって利用ができなかった場合には、利用料の請求や利用時間の減算等を行わないこととする。

※ このほか、キャンセル方法や実費相当額の取り扱い等については、実施事業者が別途定めるものとする。